

所管部課	総務部防災安全課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市生活安全条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市生活安全協議会規則			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>(1) 附属機関の委員の選出区分に市議会議員や市の職員を含めることは、地方自治法の趣旨（議決機関と執行機関を分立していること、職員は市長の補助機関であること）に照らして不相当であることから、選出区分の見直しを行い、委員上限数を削減するため、改正を行うものである。</p> <p>(2) 改正内容 委員の上限数である15人を12人に改める（第9条第2項）。</p> <p>(3) 施行日 令和5年5月1日</p> <p>(4) 効果 地方自治法の趣旨に沿った委員構成となる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和4年11月 附属機関等における議会選出委員の見直しについて（庁内通知）</p> <p>令和5年 1月 文書課審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議審議後、令和5年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。